

市役所 ☎ (25)1000・Fax (25)9037

## 市民後見人講演会 ～市民後見人養成講座オリエンテーション～

**とき・ところ** 6月17日(月)=①池田市保健福祉総合センター(池田市城南三丁目1の40)、19日(水)=②高槻市役所(高槻市桃園町2の1)、21日(金)=③SAY AKAホール(大阪狭山市狭山一丁目875の1)、29日(土)=④布施駅前市民プラザ(東大阪市長堂一丁目8の37)、⑤岸和田市福祉総合センター(岸和田市野田町一丁目5の5)、7月6日(土)=⑥大阪社会福祉指導センター(大阪市中央区中寺一丁目1の54)  
※いずれも午後2時~4時30分

**内容** 講演「成年後見制度の概要と市民後見人に期待するもの」、市民後見人活動の紹介、市民後見人養成講座についての説明など

※①~⑥とも内容は同じです。

**定員** ①120人、②280人、③350人、④178人、⑤200人、⑥200人(申し込み先着順)

※定員に満たなかった場合は、当日参加も受け付けます。

**参加費** 無料(交通費実費)

**申し込み** いずれも6月6日(木)~、ファックスで参加者の住所、氏名(ふりがな)、電話番号、希望場所を府社会福祉協議会内大阪後見支援センターへ〔☎ 06(6764)7760・Fax 06(6764)7811〕へ

※同オリエンテーションはどなたでもご参加できますが、8月から実施する市民後見人養成講座の対象者は、25~70歳未満の人です。また、同講座を受講するには同オリエンテーションへの参加が必要です。

## 市民後見人を 養成しています

近年、認知症高齢者の増加、知的障がい者や精神障がい者の地域移行(自らが選択した地域で生活するため、必要なサービスや資源を利用し、安心した地域生活を送ること)を確保する)が進む中で、判断能力が不十分な人の生活を見守り、財産を管理する後見人の必要性はより一層高まっています。しかし親族が本人の後見人となつている割合は少子高齢化や核家族化の影響などで毎年減少しています。そのため、親族以外の後見人(弁護士、司法書士、社会福祉士など)に加え、新たな担い手として、地域で身近な関係を生かした支

援をする「市民後見人」の後見活動に期待が寄せられています。

本市では、判断能力が十分でない人の生活を身近な立場で支援し、後見活動を

## 生命保険料控除が 改正されます

生命保険料控除が次のとおり改正され、所得税は24年分から、住民税は25年分から適用されます。

◎各保険料控除の合計適用限度額が、所得税について、市民後見人養成講座才リエンテーションを左のとおり実施しますので、「社会貢献への意欲と熱意のある人」「市民後見人つてどんなことをするの?」など、少しでも関心のある人はぜひご参加ください。

◎24年1月1日以後に締結した保険契約など(新契約について新たに介護医療保険料控除「個人年金保険料控除」のそれぞれの適用限度額が所得税は4万円、住民税は2万8000円となります。

※23年12月31日以前に締結した保険契約など(旧契約)については、従前と同様の「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」が適用されます。

税については現行と同じ7万円です)。

問い合わせ 課税課(内線111、112、117)

## 「あなたこそ無事故 を担う司令塔」

6月2日~8日は  
危険物安全週間

危険物の保安に対する意識の高揚と啓発を図るため、毎年6月の第2週は危険物安全週間となっています。

一方、これらの危険物は引火性や爆発性を持つため、取り扱いを誤ると火災や漏えい事故などを引き起こすことがあります。市消防本部では、危険物の取扱事業所に対して安全の確保を呼び掛けますが、皆さんも危険物への理解を深めていただくとともに、取り扱いには十分注意してください。

問い合わせ  
☎ (25)7400  
市消防本部予